

成田市土木工事週休2日制適用工事試行実施要領Q&A

【共通】

Q：特記仕様書で適用対象とされた工事を請け負った場合は、必ず取組まなければならないのか。

A：発注者指定型による工事は、原則、取組んでください。

取組まないことによる不利益はありませんが、将来の担い手確保に向けた働きやすい職場環境づくりのため、可能な限り取組んでください

Q：契約後に実施要領第4条(1)～(3)に該当し、適用対象外の工事となった場合はどうなるのか。

A：受発注者間で実施に関する協議を行った結果、対象外工事となった場合は、試行の対象となりませんので、発注者指定型の場合は減額補正を行うこととなります。

Q：「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業か。

A：次のような作業が考えられます。

- ・現場内の定期的な巡回パトロール
- ・緊急時の安全パトロール
- ・災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、強風による飛散対策等の第三者被害防止作業等）
- ・災害発生時の対応作業
- ・現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・現場内の交通誘導警備

Q：降雨、降雪等天候不順による予定外の閉所（休日）はどのように扱うのか。

A：予め受発注者間で確認した予定日以外の閉所（休日）については、事前に監督職員に報告することで閉所日（休日）とすることができます。やむを得ず当日になって閉所（休日）を決定した場合は、速やかに監督職員へ報告してください。当日の報告に遅延がみられた場合は、閉所日（休日）として日数計上することはできません。

Q：作業開始後の荒天による作業中止の扱いは。

A：現場閉所日（休日）としては扱えません。要領第2条のとおり、1日を通して現場閉所又は現場作業をした場合のみ、現場閉所日又は休日としてカウントします。

Q：計画していた現場閉所（休日）予定日に作業をする場合はどうすればよいか。

A：事前に監督職員へ連絡してから作業を実施ください。試行の趣旨をご理解いただき、必要に応じて振替閉所日又は振替休日を設定する等して対象期間内の4週8休以上が達成できるように努めてください。

Q：工事完成図書等の書類作成は現場閉所及び休日に含まれるか。

A：現場閉所（休日）率を算定する期間は現場着手から現場完成日までとしています。この期間外の作業であれば算定の対象としません。

Q：夜間工事における施工日はどう取り扱うか。

A：着手した日を施工日として計上してください。

例) 水曜日の22:00～木曜日の5:00までの夜間工事の場合⇒水曜日を施工日として計上する。

Q：変更契約により工程の見直しや、工期の延長を行った場合はどうすればよいか。

A：変更契約内容を踏まえ、実施要領第6条第6項に基づき協議を行ってください。

Q：週休2日を達成できなかった場合において、不利益な扱いを受けることになるのか。

A：不利益な扱いを受けることはありませんが、将来の担い手確保に向けた働きやすい職場環境づくりのため、取組みを達成できるよう努めてください。

Q：夏季休暇、年末年始休暇とはいつを指すか。

A：年末年始休暇は通常12月29日から1月3日までの6日間としています。夏季休暇は3日間とし、期間は受注企業の休業日に合わせていただいても構いません。それ以上休暇を取得する場合は現場閉所日に含めてください。

Q：受注者希望型において、週休2日制適用工事となったことによる工期延伸は可能か

A：当初より雨天、休日を見込み工期を設定していますので、週休2日の取組みを希望したことによる工期延期は発生しないものと考えます。なお、条件変更などによる場合は、従来どおり監督職員と協議してください。

Q：現場代理人や主任（監理）技術者、作業員が、当該工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いは。

A：週休2日の達成については契約工事毎の現場閉所（休日）率で判断します。

ただし、将来の担い手確保に向けた働きやすい職場環境づくりのため、試行の趣旨を考慮し、休日の確保に努めていただきますようお願いいたします。

Q：週休2日は月単位や週単位で達成する必要があるか。

A：対象期間全体において、現場閉所率又は平均休日率が基準値以上であれば達成となります。

ただし、将来の担い手確保に向けた働きやすい職場環境づくりのため、休日の平準化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【現場閉所による週休2日制工事】

Q：午前中は現場作業を行い、午後から閉所した場合の日数計上はどのようにしたらよいか。

A：1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態を「現場閉所」と考えます。作業時間に関わらず、作業を行った日は現場閉所日数として計上できません。

Q：対象期間中に現場代理人や主任(監理)技術者等が書類整理のみをしている日の扱いは。

A：現場及び現場事務所の作業が行われていない場合は現場閉所日として扱います。ただし、働き方改革に向けた取組として、現場代理人や主任(監理)技術者等の休日確保も考慮していただきますようお願いいたします。

Q：安全教育等を現場以外で行った場合は現場閉所として扱うことができるか。

A：安全訓練等の全作業員が参加すべきものについては、休日取得を趣旨とする本制度においては、会社等の現場外で実施した場合においても現場閉所日数には含まないものとします。

Q：土日祝祭日の作業は認められるか。

A：この取組は、土日祝祭日の作業を禁止するものではありません。なお、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、共通仕様書に基づき、事前に監督職員へ書面により報告してください。

Q：現場は継続して施工しているが、下請業者ごとに各々4週8休が確保されていれば達成となるか。

A：達成となりません。1日を通して現場閉所が必要となります。

【週休2日交替制工事】

Q：交替制による週休2日制工事について、現場代理人は工事現場に常駐する必要があると考えるが、現場代理人の休日取得は出来ないのか。

A：「工事請負契約約款」の第10条第4項において、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されていると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」とされていますので、現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを発注者間で確認してください。

Q：週休2日交替制工事の場合、対象は全ての技能者、技能労働者及び現場代理人であるが、対象者全員が4週8休以上(28.5%以上)を確保する必要があるのか。

A：平均休日率により評価しますので、バラつきがあっても、平均休日率(対象者の休日率の合計÷対象者数)が4週8休以上(28.5%以上)を確保されていれば評価されます。ただし、本制度の趣旨を考慮し、可能な限り対象者全員が4週8休を取得できるよう努めてください。